

議案第 1 2 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 2 月 1 4 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例  
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 1 4 年墨田区条例第 4 号）の一  
部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

一般財団法人墨田まちづくり公社

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。

（提案理由）

財団法人墨田まちづくり公社が一般財団法人に移行することに伴い、所要の規定整備をする必要がある。